

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、「県政の窓」のうち、「意見・ご提案」欄の記述の訪問日が特定できる記述を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年3月31日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県庁舎・分庁舎、議会棟における受動喫煙対策（喫煙所設置や違反对策、エレベータ使用自粛等）に係る次の文書 ・ 検討内容・過程 ・ J Tとの接触 ・ 県民等（請求人を除く）の意見・県の回答 ・ 喫煙所の仕様・設置費用、実態調査（2019. 6. 28の計測に限らない）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年5月29日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

県庁舎、分庁舎及び議会棟における受動喫煙対策（喫煙所設置、違反对策及びエレベータ使用自粛等）に係る以下の文書

- ア 受動喫煙対策について（H29. 8. 16）
- イ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（H30. 5. 7 管財課）
- ウ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（H30. 5. 8 管財課）
- エ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（H30. 7. 17 管財課）
- オ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（H30. 8. 13 管財課）
- カ 平成30年10月23日 部長説明資料
- キ 平成30年11月6日付け報告・相談（案件：「本庁舎・分庁舎における喫煙所」の対応について）
- ク 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（H30. 11. 16 管財課）
- ケ 平成30年12月26日 議会事務局説明資料
- コ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（R1. 6. 10 管財課）
- サ 令和元年6月6日付け奈良県 物品注文書（物件番号：0004330 物品管理所属：014500（総務部（管財課）））
- シ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（R1. 06. 27 管財課）

- ス 平成29年7月11日付け報告・相談（案件：「本庁舎・分庁舎における禁煙・分煙」の対応について）
- セ 平成30年4月付け報告・相談（案件：本庁舎・分庁舎における受動喫煙防止対策について【記者会見後の対応】）
- ソ 報道機関等からの取材等への対応報告（担当部局、課室名：管財課 取材等日時：平成30年8月30日）
- タ 報道機関等からの取材等への対応報告（担当部局、課室名：人事課、総務厚生センター、管財課、疾病対策課 取材等日時：平成30年8月30日（木）午前11時30分～午後5時15分）
- チ 9月18日付け起案「対応状況報告書（件名：県庁郵便局付近のタバコの匂い整理番号：3003 0052 00）」
- ツ 平成30年10月15日付け広号外「「県民の声」について」に対する回答に係る起案
- テ 報道機関等からの取材等への対応報告（事案名：屋外喫煙所の撮影等について 取材等日時：令和元年7月22日 16：30頃、令和元年7月23日 11：10頃）
- ト 報道機関等からの取材等への対応報告（事案名：県庁舎敷地内における喫煙場所について 取材等日時：令和元年7月30日（火））
- ナ 令和元年12月18日付け広号外「県民等からの意見について」に対する回答作成に係る起案
- ニ 報道機関等からの取材等への対応報告（事案名：県庁舎敷地内における喫煙について 取材等日時：令和元年10月8日（火） 15時～15時15分）
- ヌ 報道機関等からの取材等への対応報告（事案名：県庁舎敷地内における喫煙所について 取材等日時：令和元年10月11日（金） 13時5分～13時10分（電話） 16時5分～16時20分（現地））
- ネ 報道機関等からの取材等への対応報告（事案名：県庁舎における受動喫煙防止対策について 取材等日時：令和元年10月25日（金） 11時30分頃）
- ノ 令和2年1月16日付け広号外「「県民の声」について」に対する回答作成に係る起案
- ハ 奈良県総務部長が株式会社〇〇〇〇代表取締役との間で平成30年12月14日付けで締結した建設工事請負契約書（工事名：県庁舎喫煙所排気装置設置工事 工事番号：第H30-M2号）並びに見積書、特記仕様書、工事共通仕様書及び工事箇所平面図
- ヒ 奈良県総務部長が〇〇〇〇株式会社〇〇支店長との間で平成30年12月14日付けで締結した建設工事請負契約書（工事名：県庁舎喫煙所電気 工事 工事番号：第H30-E1号）並びに見積書、特記仕様書、工事共通仕様書及び設計図
- フ 株式会社〇〇〇〇代表取締役から奈良県管財課長宛てに平成30年12月21日付けで提出された建設工事請書（工事名：県庁舎喫煙所建築工事 工事番号：第H30-A3号）並びに見積書、特記仕様書、工事共通仕様書及び工事箇所平面図
- ヘ 平成31年3月14日付けで〇〇〇〇株式会社代表取締役から奈良県管財課長宛てに提出された納品書（商品名：中性ガス用活性炭）
- ホ 2019年11月11日付けで〇〇〇〇株式会社代表取締役から奈良県管財課長宛てに提出された納品書（商品名：中性ガス用活性炭 再生炭）

- マ 2020年1月24日付けで〇〇〇〇株式会社代表取締役から奈良県管財課長宛てに提出された納品書（商品名：中性ガス用活性炭 再生炭）
- ミ 建築物環境衛生管理 浮遊粉塵測定報告書（建築物名称：奈良県本庁舎・分庁舎 作業年月日：令和元年6月28日） 〇〇〇〇株式会社及び平面図
- ム 建築物環境衛生管理 浮遊粉塵測定報告書（建築物名称：奈良県本庁舎・分庁舎 作業年月日：令和元年11月29日） 〇〇〇〇株式会社並びに平面図 及び現場写真
- メ 建築物環境衛生管理 浮遊粉塵測定報告書（建築物名称：奈良県本庁舎・分庁舎作業年月日：令和2年2月27日） 〇〇〇〇株式会社

(2) 開示しない部分

- ア 個人（奈良県職員及び法人の代表者を除く。）の氏名、印影、住所、電話番号、メールアドレス及び資格証書の写し
- イ 「県政の窓」のうち、「意見・ご提案」欄の記述の一部
- ウ 報道機関の名称

(3) 開示しない理由

- ア (2) のア及びイ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- イ (2) のウ
条例第7条第3号に該当
法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和2年8月30日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、2（2）アのうち2（1）二、ヌ及びネに含まれる報道機関の記者の氏名、ミ、ム及びメに含まれる個人の資格証書の資格の名称、（2）イのうち2（1）ツ及びナに含まれる「県政の窓」の「ご意見・ご提案」欄の記述の一部並びに2（2）ウのうち2（1）二、ヌ及びネに含まれる報道機関の名称（以下「本件不開示情報」という。）を開示を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象とはなっていない。

4 諮問

令和2年10月16日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち次の部分の開示しないと決定した部分を取り消し、開示するとの決定を求める。

- ・平成30年10月15日付け広号外「「県民の声」について」に対する回答に係る起案の「県政の窓」のうち、「ご意見・ご提案」欄の記述の一部
- ・令和元年12月18日付け広号外「県民等からの意見について」に対する回答作成に係る起案の「県政の窓」のうち、「ご意見・ご提案」欄の記述の一部
- ・報道機関等からの取材等への対応報告のうち、報道機関の名称及び記者の氏名
- ・建築物環境衛生管理 浮遊粉塵測定報告書の資格証書の写しのうち、資格の名称の部分

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

「県政の窓」のうち、「ご意見・ご提案」欄の記述の全部を公開しても、特定の個人を識別することはできるとはいえないため、条例第7条第2号に該当しない。県庁は不特定多数の者が利用するため、意見提案者が県庁を訪れた日や時間帯を公開したとしても、特定の個人を識別することはできない。

報道機関等からの取材等への対応報告（取材等日時：令和元年10月8日、11日、25日）に記載される取材を元に作成された記事は、10月25日及び26日付けの毎日新聞に掲載された。この記事は、奈良県知事が令和2年5月29日付け疾対第139号で行った行政文書一部開示決定処分で開示された「第2回県庁舎たばこ対策庁内連絡会議資料」に含まれているところ、その情報元が「県管財課」とあると明記されている。そして記事の内容は、開示された対応報告の記録に一致する。したがって、報道機関の名称である「毎日新聞社奈良支局」を開示したとしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。条例第7条第3号に該当しない。

毎日新聞の記事には、慣行として取材を行った記者が署名をしており、記者の氏名は公にされている、したがって、記者名は条例第7条第2号に該当しない。

資格証書の写しのうち資格の名称の部分の公開したとしても、特定の個人を識別することができるとはいえないため、条例第7条第2号に該当しない。

(2) 反論書

ア 「個人の資格証書の写しのうち、資格の名称について」への反論

実施機関は、「当該資格の名称は、受託事業者から提出された建築物環境衛生管理浮遊粉塵測定報告書に添付された測定者の資格証中に記載されたものであり、当該資格証が個人の身分証明書としての機能を有していることから、様式を含め全体を不開示としている。」と弁明するが、受託事業者である〇〇〇〇株式会社の用いる身分証明書の様式の全体を不開示とする合理的な理由は何ら説明されていない。〇〇〇〇株式会社は当然に多数の従業員を雇用しており、資格の名称を開示したとしても、特定の個人を識別することができるとはいえない。

イ 「「県政の窓」のうち、「ご意見・ご提案」欄の記述の一部について」への反論

実施機関は、「意見投稿者の行動や状況に関する記述は、近親者等であれば性

別、年代、意見の内容と照合することにより、特定の個人を識別することができる」と弁明するが、失当である。2018年10月12日に投稿された「県政の窓」について、投稿日の前日である2018年10月11日のある時間帯に県庁を訪れたバイクに乗る50代男性は複数いたことと、また喫煙所は周囲に絶えず受動喫煙を生じさせていたことからすると、意見投稿者の近親者等であっても、特定の個人を識別することができるとはいえない。実施機関の弁明は憶測に過ぎない。

奈良県知事が令和2年5月29日付け奈公第58号で行った行政文書一部開示決定処分では、「私は受動喫煙症ですが、2019年11月3日に、同バス停を訪れた際に、喫煙場所の発見が遅れ、受動喫煙をしたため症状が悪化し、その後、非常に苦しい思いをしました。連れてきた8歳の娘にも受動喫煙をさせてしまいました。」との記述を含む要望書が開示されている。この記述は、要望者の娘にしてみれば、要望者の特定が可能な情報である。この記述が開示できて、本件行政文書の「ご意見・ご提案」が開示できない理由はない。実施機関の処分は一貫性に欠ける。

2019年12月18日に投稿された「県政の窓」について、非開示部分の記述の性質が審査請求人には分からない。非開示の妥当性は、審査会の判断に委ねる。

ウ 「報道機関の記者の氏名について」及び「条例第7条第3号該当性」への反論

実施機関は、「対応記録と記事との関係性は明らかではない。」と弁明するが、失当である。2019年10月時点において、県庁の受動喫煙所に対し、関心を抱いていた報道機関は、毎日新聞社しかなかった。このことは、令和元年10月25日（金）に実施された知事定例記者会見において、「県庁喫煙所について」の質疑を行った報道機関が毎日新聞しかないことから確認できる。この記者会見は、YouTubeのNara Pref TVチャンネルで動画が公開されているところ、毎日新聞の新宮記者は、45分9秒で「毎日の新宮です。」と名乗った。そして、1時間10分3秒から1時間14分52秒の間にかけて、知事と県庁喫煙所について質疑を交わした。翌26日（土）の毎日新聞には、新宮記者の署名入りで「事実確認し対策検討」と題する記事が掲載された。この経緯からすると、令和元年10月25日（金）11時30分頃に実施機関に対し取材を行った記者は、対応報告に記録される対応内容の記事の内容が一致することからしても、毎日新聞の新宮記者であることは明らかである。また「空気測定」という着眼点については知事記者会見で示されることが対応内容に記録されており、これは公の場で示されたことからすると、毎日新聞社のノウハウであるとはいえない。

令和元年10月25日（金）の毎日新聞に掲載された「県庁の喫煙所 煙漏れ出し来庁者苦情」と題する記事には、「加藤佑輔、小宅洋介」の2名の記者が署名するところ、小宅洋介記者は10月9日午後2時58分に写真撮影を行ったことからすると、8日及び11日の実施機関に対する取材は、対応報告に記録される対応内容の記事の内容が一致することからしても、毎日新聞の加藤佑輔記者が行ったことは明らかである。

以上のことは、毎日新聞の記者の近親者等でなくとも、確信が持てる。毎日新聞は、1996年に「記事の原則署名化」を始めたからである。

なお、京都府亀岡市や木津川市においては、新聞社の名称や記者の氏が開示されている。

以上のことからすると、毎日新聞の記者の氏名は公にされた情報であるといえるため、条例第7条第2号に該当しない。また、「毎日新聞社奈良支局」を開示したとしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。条例第7条第3号に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和元年7月1日より学校・医療機関等の子ども・患者等が利用する施設（第一種施設）の原則敷地内禁煙化が義務づけられた。この第一種施設には国・地方自治体の行政機関の庁舎も含まれることとなり、奈良県本庁舎及び分庁舎も屋内の全ての場所に加えて、一定の受動喫煙防止措置がとられた喫煙場所を除く屋外の場所も禁煙となることから、そのことも踏まえながら、喫煙所の整備を進めてきた。

本件行政文書は、本庁舎、分庁舎及び議会棟の喫煙所における受動喫煙対策にかかる検討状況及び整備内容並びにそれらにかかる知事、副知事及び総務部長等への報告、本庁舎及び分庁舎の喫煙所付近での浮遊粉塵量等の測定結果、本庁舎及び分庁舎の喫煙所並びに県庁舎敷地内禁煙及び受動喫煙対策等にかかる報道機関からの取材対応、「県政ポスト」または「県政の窓」においていただいた、県庁郵便局付近のタバコの匂い、職員の喫煙、喫煙所及び県庁舎の喫煙対策等に関するご意見・ご提案並びにそれらに対する回答又は対応方針等を内容する文書である。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号のいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

(1) 個人の資格証書の写しのうち、資格の名称について

個人の資格の名称は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

同号では、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報も含むとされている。照合の対象となる「他の情報」としては、一般人が通常入手し得る情報のみならず、当該個人の近親者、地域住民等であれば保

有している情報又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解されている。

この点、審査請求人は、審査請求書において、「資格の名称の部分を開示したとしても、特定の個人を識別することができるとはいえない」と主張しているが、本件行政文書において業務を受託した法人名を開示しており、資格の名称は当該法人名と一体として記載されている情報であることから、特定の個人を識別することができるものである。

当該資格については、業務委託仕様書において、業務受託条件として特定の資格の保有を義務づけてはおらず、これを公にする法令等の規定及び慣行はないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

そもそも、当該資格の名称は、受託事業者から提出された建築物環境衛生管理浮遊粉塵測定報告書に添付された測定者の資格証中に記載されたものであり、当該資格証が個人の身分証明書としての機能を有していることから、様式を含め全体を不開示としている。

以上のことから、個人の資格の名称は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(2) 「県政の窓」のうち、「ご意見・ご提案」欄の記述の一部について

「県政の窓」は、本県広報広聴課が実施している事務であり、県政に関して寄せられた意見・提案を担当所属に引継ぎ、今後の県政の参考するものであり、意見・提案の一部はその要旨が県のホームページに掲載されている。

本件不開示情報である「県政の窓」の「ご意見・ご提案」欄の記述の一部は、意見投稿者の行動や状況に関する記述であり、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

同号では、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報も含むとされている。照合の対象となる「他の情報」としては、一般人が通常入手し得る情報のみならず、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している情報又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解されている。

この点、審査請求人は、審査請求書において、当該記述が日時等であると想定した上で、「県庁は不特定多数の者が利用するため、意見提案者が県庁を訪れた日や時間帯を公開したとしても、特定の個人を識別することはできない」と主張しているが、意見投稿者の行動や状況に関する記述は、近親者等であれば性別、年代、意見の内容と照合することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

当該意見については本県のホームページに掲載されておらず、これを公にする法令等の規定及び慣行はないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、「県政の窓」のうち、「ご意見・ご提案」欄の記述の一部は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(3) 報道機関の記者の氏名について

報道機関の記者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

当該氏名は、報道機関からの取材に関する対応記録の中に含まれる情報であるが、審査請求人は新聞に記者の署名入りで記事が掲載されている旨の指摘をしている。

実施機関においては一般に報道機関からの取材があった場合には原則として対応記録を作成することとしており、受動喫煙対策に関する取材に関する対応記録は複数存在している。また、場合によっては対応記録の作成が漏れている場合もあり、対応記録と記事の関係性は明らかではない。

審査請求人は、審査請求書において、「報道機関等からの取材等への対応報告に記録される取材を元に作成された記事は、毎日新聞に掲載された」、「記事の内容は、開示された対応報告の記録に一致する」、「毎日新聞の記事には、慣行として取材を行った記者が署名をしており、記者の氏名は公にされている」と主張しているが、いずれも審査請求人の憶測に過ぎない。

したがって、報道機関の記者の氏名については、これを公にする法令等の規定及び慣行があるとまではみなせず、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、報道機関の記者の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

3 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

報道機関の名称は、報道機関等からの取材等への対応報告に記載されているが、当該対応報告には、報道機関の県庁舎敷地内における喫煙所等についての取材内容が記載されており、これは一般に報道機関の着眼点や取材手法は当該報道機関のノウハウであり、公にすることにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第3号本文に掲げる情報に該当する。

当該名称は、報道機関からの取材に関する対応記録の中に含まれる情報であるが、審査請求人は新聞に記事が掲載されている旨の指摘をしている。

実施機関においては一般に報道機関からの取材があった場合には原則として対応記録を作成することとしており、受動喫煙対策に関する取材に関する対応記録は複数存在している。また、場合によっては対応記録の作成が漏れている場合もあり、対応記録と記事との関係性は明らかではない。

審査請求人は、審査請求書において、「報道機関等からの取材等への対応報告に記録される取材を元に作成された記事は、毎日新聞に掲載された」、「記事の内容は、開示された対応報告の記録に一致する。したがって、報道機関の名称である「毎日新聞社奈良支局」を開示したとしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない」と主張しているが、いずれも審査請求人の憶測に過ぎない。

以上のことから、報道機関の名称は、条例第7条第3号に規定する不開示情報に該当する。

4 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

健康増進法の一部改正に伴い、令和元年7月1日から学校・医療機関等の子ども・患者等が利用する施設（第一種施設）の原則敷地内禁煙化が義務づけられた。第一種施設には地方自治体の庁舎も含まれることから、実施機関では、庁舎付近における喫煙所の整備を進めてきた。

本件行政文書は、実施機関の喫煙所における受動喫煙対策に係る検討状況及び整備内容並びにそれらに係る報告、喫煙所付近での浮遊粉塵量等の測定事業を受託した事業者から提出された測定結果に係る報告書、実施機関の受動喫煙対策等に対する報道機関の記者からの取材に係る対応報告、喫煙対策等に関する県民等からの意見・提案並びにそれらに対する回答又は対応方針等が記載された文書である。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に

係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は本件不開示情報のうち、個人の資格証書の写しのうち資格の名称、「県政の窓」のうち「ご意見・ご提案」欄の記述の一部、並びに報道機関の記者の氏名について条例第7条第2号に該当するため不開示としているので、以下検討する。

(1) 個人の資格証書の写しのうち、資格の名称について

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている個人の資格証書の写しは、実施機関が委託した建築物環境衛生管理に係る浮遊粉塵測定業務（以下「本件委託業務」という。）の受託事業者である〇〇〇〇株式会社（以下「本件受託事業者」という。）が実施機関に提出した建築物環境衛生管理浮遊粉塵測定報告書に添付された資格の証明書の写しであり、当該資格は本件委託業務に従事した本件受託事業者の従業員である測定者（以下「本件測定者」という。）が保有する資格（以下「本件資格」という。）であることが認められた。そして、本件不開示情報である個人の資格証書の写しのうち資格の名称は、本件資格の名称（以下「本件資格名称」という。）である。

実施機関は、本件行政文書において、本件受託事業者の名称を開示しており、本件資格名称は本件受託事業者の名称と一体として記載されている情報であることから、特定の個人を識別することができるものである旨主張している。

当該資格について、当審査会が、事務局を通じて実施機関に確認したところ、粉塵測定業務に関連する資格ではあるが、本件委託業務を行う上で必要とされる資格として実施機関が指定したものではないとのことであった。また、当該資格の保有者は日本全国で1,800名程度であり、本件受託事業者における当該資格の保有者は本件測定者1名のみであるとのことであった。

条例第7条本文前段に規定する「他の情報」については、開示請求の請求主体には何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

したがって、本件資格名称が、特定の個人を識別することができる情報であるか否か判断するにあたって照合する「他の情報」については、本件受託事業者の従業員又は本件委託事業の関係者（以下「事業関係者」という。）等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するべきである。

そして、本件決定においては、本件受託事業者の名称が開示されており、本件受託事業者における当該資格の保有者が1名であることから、本件測定者の氏名を不開示にしたとしても、事業関係者や近親者であれば、本件測定者である特定の個人を識別することができる認められる。

これらのことから、本件資格名称は、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

本件資格名称は、本件委託業務を行う上で必要とされる資格として実施機関が指定していないことから、本件資格名称は、慣行として公にすることが予定されている情報には該当しないと考えるのが相当である。

これらのことから、本件資格名称は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、法令等で公にすることが予定されている情報ではないと認められるため、同号ただし書に該当しない。

また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、個人の資格証書の写しのうち資格の名称は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(2) 「県政の窓」のうち、「ご意見・ご提案」欄の記述の一部

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている「県政の窓」のうち、「ご意見・ご提案」欄の記述の一部は、職員の喫煙所利用に関する意見の投稿者の県庁舎への訪問日及び訪問時間帯（以下「本件訪問日」及び「本件訪問時間帯」という）が特定できる記述並びに喫煙所の配置に関する意見の投稿者の身体的症状に係る記述であることが認められた。

ア 本件訪問日及び本件訪問時間帯が特定できる記述について

実施機関は、訪問日及び本件訪問時間帯が特定できる記述について、条例第7条第2号本文前段に該当するとして不開示としている。

条例第7条本文前段に規定する「他の情報」の解釈については、(1)の第4段落で述べたとおりであり、本件訪問日及び本件訪問時間帯が特定できる記述については、当該投稿者が県庁舎を訪問した際の具体的な日時に関するものであるため、「他の情報」には、実施機関の職員、実施機関の警備員及び意見の投稿者の近親者や関係者（以下「本件関係者等」という。）が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

職員の喫煙所利用に関する意見には、県庁舎を訪問した具体的な目的や訪問先の担当課等意見の投稿者を識別できる事項は記載されておらず、県庁舎への一日あたりの訪問者は一定数以上いることを考慮すると、訪問日が特定できる記述を開示したとしても、本件関係者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、当該投稿者を識別することは認められない。

一方、本件訪問時間帯が特定できる記述については、本件決定において、当該投稿者の性別、年代及び訪問手段が既に開示されているという状況においては、本件関係者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、当該投稿者を識別することができることとなるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件訪問日を特定できる記述は条例第7条第2号の不開示情報に該当しないが、本件訪問時間帯を特定できる記述は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 身体的症状に係る記述について

実施機関は、身体的症状に関する記述について、条例第7条第2号本文に該当するとして不開示としている。

条例第7条本文前段に規定する「他の情報」の解釈については、(1)の第4段落で述べたとおりであり、身体的症状に関する記述については、喫煙所の配置に関する意見に記載された投稿者の身体的症状に関する記述であるため、「他の情報」には、投稿者の近親者や関係者（以下「本件近親者等」という。）が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれるものと解すべきである。

身体的症状に関する記述については、投稿者の具体的な症状や症状の原因となる事項が記載されており、また、当該意見における投稿者自身の具体的な信条に基づ

く主張がすでに開示されている状況においては、本件近親者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、当該投稿者を識別することができることとなるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、身体症状に係る記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(3) 報道機関の記者の氏名

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている報道機関の記者の氏名は、報道機関からの取材等への対応報告（以下「本件対応報告」という。）に記載された報道機関の記者の氏名（以下「本件記者の氏名」という。）であることが認められた。

報道機関の記者の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

審査請求人は、審査請求書において、新聞記事には、慣行として取材を行った記者が署名しており、記者の氏名は公にされている旨主張している。そして、反論書において、本件対応報告に記載された対応内容と本件報告に係る取材日以降に掲載された署名入りの新聞記事の内容とが一致することから、本件記者の氏名は公にされた情報であるため、条例第7条第2号に該当しない旨主張している。

当審査会において、事務局を通じ、本件報告について確認したところ、実施機関においては、報道機関からの取材があった場合には、原則として対応記録を作成することとなっているが、必ずしもすべての取材について対応記録が作成されているとは限らないとのことであった。また、受動喫煙対策に関しては、複数の報道機関から取材を受けており、対応記録は複数存在しているとのことであった。

また、本件決定において不開示とされた報道機関の記者の氏名は本件対応報告に記載されたものであり、新聞記事上に署名されたものではない。

さらに、一般に、取材が行われてから期間をおいて記事になることもあり得ることから、受動喫煙対策に関する取材が複数あり、また、必ずしも全ての取材に関する対応記録が作成されているとは限らないことを踏まえると、開示した対応報告が審査請求人が主張する新聞記事に係るものとは限らない。

これらのことから、本件対応報告に記載された報道機関の記者の氏名が、慣行として公にされているとは認められないため、同号ただし書に該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、報道機関の記者の氏名は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

4 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件不開示情報のうち、報道機関の名称について条例第7条第3号に該当すると主張しているので、以下検討する。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている報道機関（以下「本件報道機関」という。）の名称は、本件対応報告に記載された報道機関の名称であり、その他本件対応報告には本件報道機関が実施機関に対して取材し、記事等として掲載するに至る詳細な内容が記載されており、当該内容に係る部分は開示されていることが認められた。

実施機関は、本件報道機関の名称が記載された本件対応報告には報道機関の県庁舎敷地内における喫煙所等についての取材内容が記載されているが、これは、一般に報道機関の着眼点や取材手法は当該報道機関のノウハウであり、公にすることにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨主張しているの以下検討する。

一般に、報道機関の名称と具体的な取材内容とを組み合わせることで、当該報道機関の取材源や取材の手法等が明らかとなることとなり、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

そこで、当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件対応記録には、本件決定において不開示とされた報道機関の名称が記載されているとともに、県庁舎敷地内における受動喫煙対策の対応状況についての具体的な質問及び実施機関の回答が記載されており、当該質問及び回答の内容は開示されていることが認められた。

したがって、本件行政文書に記載された本件報道機関の名称を開示した場合、本件報道機関の取材源及び取材方法等が明らかになることとなり、本件報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、報道機関の名称は、条例第7条第3号アに該当し、また、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報でないことは明らかである。

以上のことから、報道機関の名称は、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、反論書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 2年10月16日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 2年11月17日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 3年 1月29日 (第249回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 2月26日 (第250回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 3月24日 (第251回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 4月23日 (第252回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 7月 2日 (第253回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 8月 3日 (第254回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3年 9月30日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみ みえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	